

「(仮称)長野広域連合A焼却施設」整備及び運営事業
 その他募集要項(第1部)に関する質疑の回答

◆ 要求水準書

No	質問事項	頁	要求水準書中の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
1								平成26年8月7日に公表された「要求水準書(案)に対する意見・質問の回答」にて記載された連合殿の回答内容は、今回公表された要求水準書との内容変更がない部分においては有効であるという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	解体工事の引渡し状態について	2	1	3	1	(1)		事業予定地につきまして、「サンマリーンながの」の解体跡地が含まれていますが、解体撤去後の引渡し状態について御教示願います。特に基礎解体後の残存構造物の有無、地下部分の地盤状態(良質土による埋め戻し等)がわかる資料等ございましたら御教示願います。	地下構造物を取り除いたうえで、更地の状態で引渡します。 埋め戻し土については、発生土を使用しています。詳細については、現地をご確認ください。
3	河川保全区域について	2	1	3	3	(7)		堤防の法尻から18mとありますが、その法尻は市道若里村山堤防線の北側の法尻と理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	電気	3	1	3	4	(1)		「中部電力と協議し引き込むこと」とありますが、事業者側の責に帰さない事由による電線引き込みの遅延等については連合様側にリスクとさせていただきますようお願い致します。	募集要項(第2部)をご確認ください。
5	都市ガス 上水道	3	1	3	4	(2) (3)		都市ガス、上下水道の本管の布設替えが必要となりますが、これらは長野都市ガス及び長野市工事と考えて宜しいでしょうか。また、その布設替え後の配管経路及びサイズなどの取合点計画図をご提示願います。	施工範囲内の撤去工事にかかる費用は発生しませんが、新たに引き込む際に必要な費用は応募者の負担となります。 後段については、要求水準書の添付資料3をもとにご判断ください。
6	井水	3	1	3	4	(4)		「井戸を新たに掘削すること」とありますが、既存井戸の深さ、給水量、配管径をご教示願います。また、新設井戸建設にあたり、規制などあればご教示願います。	長野市清掃センターでは焼却施設用として2箇所(1)の井戸を利用しており、平成25年度の年間揚水量は115,836m ³ です。 また、井戸深さは80m、ストレーナ位置は上限35m下限80m、井戸口径は直径200mmとなっています。 なお、取水制限はありませんが、井戸の新設に当たり長野市公害防止条例に基づいて施設の設置者による届出及び報告が必要なため、必要な書類等を作成してください。
7	掘削井戸について	3	1	3	4	(4)		本事業で設置する新設井戸の掘削深さ等の仕様は、長野市清掃センターで設置されている井戸にあわせる考えで宜しいでしょうか。その場合、長野市清掃センターで設置されている井戸深さ・径についてご教示願います。また、取水深さ・取水量に制限がある場合、制限の内容をご教示願います。	新設井戸の仕様については、応募者にてご判断ください。 その他については、No.6を参照ください。
8	燃料	3	1	3	4	(8)		「燃料は応募者提案による」とあります。長野市内における都市ガスは震災時に提供できないとの情報があり、焼却炉のバーナや非常用発電機の燃料に都市ガスを使用することは可能であるかご教示願います。	要求水準書に記載のとおりです。
9	搬入車両台数	5	1	4	1	(5)		図表1-4の「廃棄物搬入車両」は、委託収集車両の台数で宜しいでしょうか。委託収集車両、許可業者車両、一般持込車両数の内訳についてご教示いただきたくお願い致します。	図表1-4に示した台数は、環境影響評価で想定したA焼却施設への可燃ごみの搬入車両台数であり、長野市清掃センターへの搬入車両は含まれていません。実際の車両数等の内訳については、資格審査通過者に配付する参考資料をふまえてご判断ください。
10	処理方式	5	1	4	2	(2)		『…灰溶融炉の処理能力は、主灰及び焼却飛灰の発生量(乾ベース)から溶融不適物を除いた量の50%以上とする。』とあり、一方、58頁『溶融炉は電気溶融式とし…処理能力は主灰、焼却飛灰合計量の1/2以上を溶融できること。』とあります。溶融炉の処理処理能力は、要求水準書5頁の記載内容を正として処理能力を計画する考え方で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	稼働日数	6	1	4	2	(3)		”年間稼働日数は1系列当たり280日/年以上とする”とありますが、”1系列当たり280日/年以上稼働できる施設の建設を行う”ものであり、操炉計画上の条件ではないものと理解して宜しいでしょうか。また操炉計画については事業者提案とすることで宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
12	搬入車両について	6	1	4	2	(5)		アームロール車、ダンプトラック共に、ごみ搬入のためプラットホームに入ってくるという想定で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。

No	質問事項	頁	要求水準書中の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
13	搬出入車両	6	1	4	2	(5)		「可燃残渣」、「不燃残渣」、「プラ梱包施設ごみ」の推定搬入頻度、推定量についてご教示願います。	推定搬入頻度は明確に決まっておりませんが、可燃残渣及び不燃残渣については大型10tダンプトラックで多くて一日4台、プラ梱包施設ごみについては軽トラックでほぼ毎日数台の搬入があるものと思われます。また、推定量については、要求水準書の添付資料5をもとにご判断ください。
14	公害防止基準	7	1	4	3	(1)		図表1-7排ガスの保証値は次のとおりと考えて宜しいでしょうか。 ①全て乾きベースの値 ②一酸化炭素は4時間平均値 ③ばいじん、硫黄酸化物、塩化水素、窒素酸化物は1時間平均値	ご理解のとおりです。ただし、引渡性能試験においては、図表5-1「4排ガス」の試験方法によるものとしてください。
15	費用負担	13	1	5	1	(1)	イ	『本施設の設計・施工…試運転期間中の運転（計量業務も含む）、副生成物の処理等に関する費用については、工事請負事業者の負担とする。』とありますが、試運転期間中の副生成物処理企業との処理契約は連合様で締結し、工事請負事業者は費用のみ負担するとの理解で宜しいでしょうか。また、その場合、副生成物処理に係る費用をご教示願います。	工事請負事業者にて契約を締結し、必要な費用を負担してください。
16	搬入管理	14	1	5	1	(2)	イ	処理先までの誘導業務範囲は、添付資料1「施工範囲」内で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	外部への熱供給	16	1	5	1	(2)	カ (イ)	「有償で供給し、収入は連合殿に帰属」に係る事業者の業務について、請求業務等は無く、供給量のデータを貴連合に定期的に提出する程度との理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
18	外部への熱供給	16	1	5	1	(2)	カ (イ)	施設の全停止・全停電の場合や、熱交換器のメンテナンス等の場合のように余熱利用施設への熱供給が不可能なケースにおいては連合殿との協議の上計画的に供給を停止させることは可能でしょうか。	長野市及び連合と協議のうえ、計画的に停止することは可能です。
19	外部への熱供給	16	1	5	1	(2)	カ (イ)	”余熱供給先との接続点は施工範囲西側境界に余熱供給先が設置した配管につなぎこむこと”とありますが、南北方向の位置について要望することは可能でしょうか。	動線計画等において支障がある事項やエリアについては、提案時にお示しください。
20	余熱供給先との接続について	16	1	5	1	(2)	カ (イ)	「余熱供給先の接続点で配管につなぎこむ」とありますが、余熱利用工事側で接続柵が設置されていてフランジ取り合い等で接続する考えで宜しいでしょうか。また、現在想定されている、配管材料・径の仕様をご教示願います。	接続方法については、ご理解のとおりです。なお、配管材料や口径等については、現時点で決定していません。
21	副生成物の有効利用及び外部資源化	17	1	5	1	(2)	キ	『図表1-21 副生成物の処理方法及び役割分担の図中 溶融分以外並びに溶融不適物の欄に、「…連合引き取りも可能』とありますが、連合様に引き取っていただく場合は、無償で引き取っていただけるものと理解して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
22	副生成物の処理方法及び役割分担	18	1	5	1	(2)	キ	貴連合引取分について、”スラグ品質がJIS基準を満たさない場合は、運営事業者にて処理・処分すること”とありますが、図表14、15の溶出量基準及び含有量基準を満たさない場合という解釈で宜しいでしょうか。	連合引取分のスラグは、引取り後有効利用をする予定ですので、品質はJIS基準を満たすものとしてください。
23	その他運営に係る業務	18	1	5	1	(2)	ケ	対象は施工範囲内全域とするがありますが、環境影響管理業務の事後調査において、施工範囲外の周辺敷地は対象外という理解で宜しいでしょうか。	環境影響管理業務については、施工範囲内だけでかまいません。なお、環境影響評価の事後調査については、施工範囲に限らず、事後調査の方針に基づいて必要な調査を行ってください。
24	事業期間終了時の取扱いについての協議	19	1	5	1	(3)	エ	「余寿命診断において提案時の補修計画以外の補修等が必要と指摘された場合には改修、更新等必要な対応を行うこと」とありますが、余寿命診断の実施内容・手法については事業者提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、機能確認及び余寿命診断については、事業期間終了の3年前までに完了し、性能確認については、事業の最終年度に実施してください。
25	事業期間終了時の取扱いについての協議	19	1	5	1	(3)	エ	「事業期間終了後1年の間に、本施設に関して性能未達が指摘された場合には、改修、更新等必要な対応を行うこと」とありますが、事業終了時における本施設の維持管理補修計画に基づく修繕を実施戴いた上での未達という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
26	施設整備費の支払い	20	1	5	2	(2)	イ	施設整備費の支払いについて、建設工事期間中、各年度における前払い金の有無をご教示願います。	募集要項(第2部)をご確認ください。

No	質問事項	頁	要求水準書中の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
27	管理技術者	23	2	2	1			「実施設計にあたっては、管理技術者を選任すること」「管理技術者は、一級建築士の資格を有する者とする」とあります。施設全体の設計業務、管理及び統括を行うプラント設計技術者の下、建築設計業務を行う管理技術者を選任するものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
28	施工範囲周辺部での別途契約に係る別途工事	24	2	3	2			「施工範囲周辺部を含め別途契約に係る別途工事との取合いとなる…」とありますが、現在連合様にて想定されている請負事業者側で行う必要がある内容をご教示願います。	余熱利用施設工事や長野市清掃センター関連工事を想定しています。必要な協議を行い、工事の進行に支障をきたさないようにしてください。
29	仮設計画	26	2	4	1			貴連合の監督者用及び工事監理者用の仮設事務所は、部屋が壁で完全に区切られていれば、工事請負業者との合棟でも宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
30	電気主任技術者、ボイラ・タービン主任技術者の配置時期	27	2	4	5			「工事請負業者は、電気主任技術者及びボイラ・タービン主任技術者を配置すること。」とありますが、現地への常駐は試運転開始前からと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
31	環境保全	29	2	4	12			掘削土砂は原則として場内で再利用することとありますが、残土が発生する場合は、工事請負事業者の責任において、適切に処分、処理しても宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	地中障害物について	29	2	4	13			「予見できない地中障害物」に関しては、「予見できない汚染土壌」も含まれると考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	河川保全区域	32	3	1	1			「河川保全区域を避けた建物配置」とあります。河川保全区域をご教示願います。	要求水準書2ページ 1-3-3をご確認ください。
34	道路について	32	3	1	1			「2車線以上の通路」とありますが、片側1車線で往復2車線以上を確保するという考えで宜しいでしょうか。御教示願います。	ご理解のとおりです。
35	防災等に関する条件について	33	3	1	4			“本施設は、災害時において地域住民や周辺施設利用者の一時的な避難場所となる…”とありますが、貴連合が想定する人数の設定を御教示願います。また備蓄倉庫が必要な場合、その内容について御教示願います。	長野市の防災計画上の避難場所として指定されていないため、提案によります。
36	駐車場使用料	33	3	1	5			別途連合が定める駐車場使用料金について、ご教示願います。	現時点では決まっていません。
37	安全性に関する条件	34	3	1	6			”西側構内道路部分を除き、管理棟来訪者と車両の動線を分離すること”とありますが、管理棟に車両で来訪される方が下車後管理棟にアクセスする動線が車両動線と交差ししないという理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。徒歩で来訪される方についても、この条件は適用されます。
38	雨水集排水工事	34	3	2	2			「雨水調整池からの放流先は実施設計時の河川協議により決定」とありますが、北側道路側溝に放流する計画として宜しいでしょうか。	北側道路側溝で可能ですが、最終決定は実施設計時の河川協議によります。
39	雨水集排水工事	34	3	2	2			雨水調整池については実施設計時に詳細を決定するとありますが、要求水準書(案)に記載されていた800m3の容量で見こむことで宜しいでしょうか。	雨水調整池の容量は提案とします。また、詳細については、実施設計時に担当部署と協議のうえ決定するものとします。
40	雨水排水放流先について	34	3	2	2			雨水排水について「排水路へ放流する」とありますが、放流先については、南側の河川側に放流するものと考えて宜しいでしょうか。概略で想定されている放流先の位置があるようでしたらご教示願います。	犀川には直接放流できませんが、施工範囲の南東部にある用水への放流は可能です。また、No. 38も参照ください。
41	道路工事	34	3	2	3	(1)		千曲川河川事務所が計画している完成堤防について、現段階での計画状況をご提示ください。また想定したものと大きく異なる場合の費用等はご協議頂けるとの理解で宜しいでしょうか。	完成堤防の計画については未定です。後段については、募集要項(第2部)をご確認ください。
42	工場棟	37	3	3	2			洗車用給湯栓をコイン式にするとのことですが、コインは現金と考えて宜しいでしょうか。	コイン式とは、現金又は専用のコイン・カード等を想定しています。使用料は連合が徴収することを想定しているため、それが容易になるようなシステムを提案してください。また、現金の場合には、その場で領収書を発行できるものとしてください。専用のコイン・カード等を用いる場合には、連合が販売を行います。ただし、設備・システムの維持管理等は運営事業者の業務範囲とします。

No	質問事項	頁	要求水準書中の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
43	煙突に設置するカメラ	37	3	3	3			「煙突最上部に～テレビカメラを設置すること。」との記載がありますが、プラント施設のI T V装置とは別の独立した装置と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	管理棟	38	3	3	4			管理棟内の連合様事務室を含めた連合様使用エリアにつきまして、使用電力管理のために電力計などを設ける必要性をご教示願います。	連合としては必要ないと考えていますが、応募者の提案によります。
45	管理棟	38	3	3	4			「電気機械設備は全て非常用発電機負荷とすること」とありますが、保安用に必要な設備のみとし、全てを非常用発電機負荷とする必要はないと解釈して宜しいでしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
46	計量棟	40	3	3	5			「計量棟には係員が常駐することを考慮して、」について、受付・計量システムの提案等を鑑み、人員配置は事業者提案で宜しいでしょうか。	施工範囲内の車両誘導等を考慮し、各計量棟には人員を配置するようにしてください。
47	建築機械設備	41	3	4	1	(1)		「トイレに設置する設備として自動電磁弁」とありますが、この自動電磁弁とは自動フラッシュバルブのことと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
48	建築機械設備	41	3	4	1	(2)		「空調設備についてトイレも含む」とありますが、トイレに電気パネルヒーターの暖房以外にもエアコンの設置が必要でしょうか。	要求水準書に記載のとおりです。
49	解体撤去対象物の概要	43	3	5	2	(1)		添付資料14「解体撤去工事の対象」に示す対象物以外の解体撤去作業が発生した場合は、別途御協議できるものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
50	プラットフォーム有効幅	45	4	1	1	②		「有効幅は18m以上とすること。」とありますが、ダンピングボックス車止めからごみ投入扉反対側の安全帯までと考えて宜しいでしょうか。	通常の投入扉から反対側の安全帯までの距離を想定していますが、ダンピングボックスの形式等により、車両の安全性に問題が生じる場合は必要な距離をとってください。
51	領収書の印字様式	46	4	1	1	③		「領収書の発行は、連合と長野市分を分けること。」とありますが、様式は同様（印字名称を変える）で計画して宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	展開検査用の設備	46	4	1	1	④		「ダンブもしくは手降ろしに対応可能な展開検査用の設備を設置したごみ投入扉を1門設置すること。」とありますが、展開検査用の設備仕様に具体的な要求がありましたら、ご教示願います。	提案によります。 「1-4-2(5)搬出入車両」に示す可燃ごみ及び可燃性粗大ごみ搬入車両の展開検査が可能なものとして下さい。
53	受電位置	69	4	3	4	①		「受電方式は特別高圧(三相3線式、77kV、60Hz)2回線で引き込むこと。」とありますが、現在計画の受電位置についてご教示願います。	正式な設置場所は中部電力㈱との協議により決定となりますが、提案時においては鉄塔建設予定地として煙突の南東部を想定してください。接続点は、受変電設備の引き込み口までになります。
54	施工範囲内第1柱	69	4	3	4	①		「施工範囲内第1柱から」とありますが、工事負担金の範囲とは別に請負者にて特別高圧受電用の鉄塔を施工するという解釈で宜しいでしょうか。鉄塔を施工する場合、施工範囲となる第1柱の仕様や、施工の内容についてご教示願います。	施工範囲内の第1柱とみなす鉄塔については、中部電力㈱の施工となり、工事負担金に含まれます。
55	電力会社との責任分界点	69	4	3	4	①		「施工範囲内第1柱から工場棟までは地下埋設とし」とありますが、構内電気事故等の電力会社系統への波及防止を行う為に、第1柱付近に電力会社との責任分界点となる受電設備を設置し、同設備より構内を需要家(請負者)にて、地下埋設することも可能と考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、浸水時の対策を考慮してください。
56	試運転期間中の費用負担	77	5	1	4			「副生成物処理等に係る費用は全て民間事業者の負担とする。」とありますが、試運転期間中の副生成物の処理・処分先は連合様にて確保するものと理解して宜しいでしょうか。	No. 15を参照ください。
57	性能試験項目の悪臭	81	5	2	11	(1)		悪臭の測定場所に排水とあります。一方で、9頁1-4-3(5)悪臭に排水規制基準の記載がありません。規制基準をご教示願います。	悪臭の測定場所の排水は削除します。
58	搬入検査の頻度	88	6	2	2			自己搬入者を対象に実施する搬入検査について、実施する頻度はどの程度想定されているかご教示願います。	現時点では決まっていません。
59	受付業務の期間	88	6	3	1			ごみの搬入は年末・年始の期間も受付を行う予定でしょうか。	長野市清掃センターに準じて行うものとし、(年末は12月31日まで受付、年始は1月4日から開始。)
60	ごみ処理手数料徴収代行業務	89	6	3	2			指定金融機関に払い込む際の手数料の負担所掌についてご教示願います。	事業者負担となります。

No	質問事項	頁	要求水準書中の対応部分					質問内容	回答
			章	節	項	目	細目		
61	前処理業務	89	6	4	1			可燃性粗大ごみの想定搬入量または実績量等をご教示願います。	実績値や想定値はありません。
62	監視強化状態に移行した場合の対応	94	6	4	3	(1)		「連続測定を行っていない項目での測定結果が逸脱した場合は、直ちに再測定を行うとともに、以降は通常の2倍の頻度で行うものとする」について、「以降」とは、改善作業完了後の通常運転復帰までという理解で宜しいでしょうか。	「以降」とは、逸脱が確認されたときから、通常運転に復帰し、連合の確認が取れたうえで通常運転に復帰するまでの間を指します。
63	定期点検補修	96	6	5	2			「主要な機器について製造メーカーによってチェックすること。」とありますが、製造メーカーの他にも技術力のあるメーカーまたはメンテナンス業者によるチェックとしても宜しいでしょうか。	提案によります。
64	副生成物の有効利用	97	6	7				「持込先での不法行為等があった場合は、直ちに他の持込先へ振替運搬を行う」とありますが、既に持ち込まれた副生成物ではなく、以降に排出する副生成物を対象とするものと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	情報管理	98	6	8	2			「連合の求めに応じ、運営に係る維持管理コストデータの開示を行うこと」とありますが、個人情報、企業内機密情報等は除いていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	個人情報についてはご理解のとおりです。その他の情報については協議によります。
66	見学者対応	100	6	8	9			添付資料17の一般/官公庁団体が行政視察という解釈で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
67	地元雇用	100	6	8	10			「地元企業」とは、本事業の応札時点で貴連合構成市町村内に登記されている企業と考えて宜しいでしょうか。また、SPCは「地元企業」には含まれないと考えて宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
68	事業期間終了時の対応	101	6	9				「連合又は連合が指定する第三者への引継ぎ及び教育訓練」について資料の提出等、協議に協力することとありますが、P.19記載事項(「事業期間終了後の・・・引継ぎ業務を行うこと。’)との整合性について御教授願います。	第三者への必要な引継ぎを行うとともに、引継ぎに必要な資料の提供や必要な場合の問い合わせへの対応等を行うものとします。(教育訓練等)
69	事業期間終了時の対応	101	6	9				第三者への引継ぎ資料の提出は、個人情報、企業内機密情報等は除いていただけるとの理解で宜しいでしょうか。	個人情報についてはご理解のとおりです。その他の情報については協議によります。
70	敷地範囲、工事範囲	-						敷地を正確に把握するため、敷地範囲と施工範囲がわかるCADデータをご提示願います。	資格審査通過者に配付する参考資料をご確認ください。
71	事業用地周辺ユーティリティー	添付資料3						上水道、下水道、都市ガスが施工範囲内に敷設されていますが、添付資料14の解体撤去工事の対象には記載がありません。工事着工時には撤去されているものと考えて宜しいでしょうか。	解体撤去工事の対象からは除かれます。本施設の工事に支障がないように順次撤去を行う予定です。
72	既存焼却施設における主灰、焼却飛灰の性状	添付資料6						長野市清掃センターにおける灰の含有量試験において、主灰と飛灰の主要成分(カルシウム、アルミニウム、珪素)含有量がほぼ同等の値となっています。分析方法を御教示願えませんでしょうか。	長野市清掃センターによると、底質調査方法及び下水試験方法に準拠した前処理を行ったうえで、カルシウム及びアルミニウムはICP発光分光分析法にて、珪素は重量法にて分析しているとのことでした。
73	解体撤去工事の対象	添付資料14						解体撤去工事の対象となっている樹木・外灯・フェンス等、門扉・周辺構造物、用水路(暗渠)、道路、側溝、埋設配管等の図面をご提示願います。	要求水準書の添付資料14を参照のうえ、現地をご確認ください。